

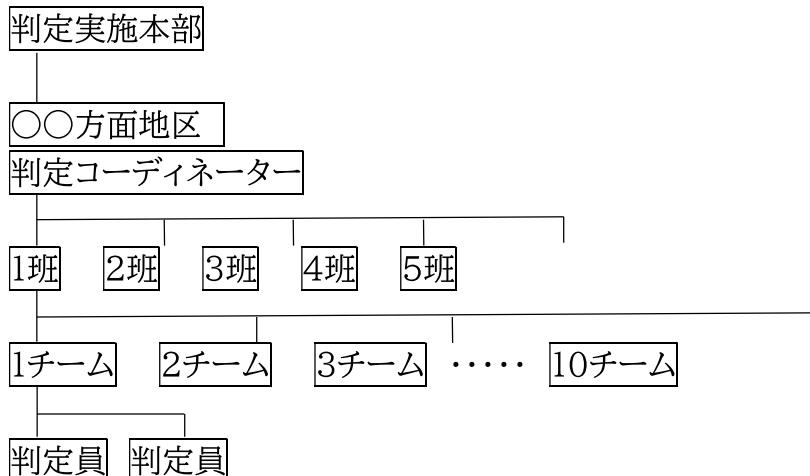
台東区被災建築物応急危険度判定の実施について

- 1 震度5弱以上の地震が区内に発生した場合、区は災害対策本部を立ち上げ、災害情報の収集を行い、以下のとおり応急危険度判定を実施するものとする。
 - ①震度6弱以上→原則、判定を実施する。
(被害状況によっては、判定を実施しないこともできる)
 - ②震度5強以下→被害状況に応じて災害対策本部が必要と判断した場合に実施する。
- 2 判定拠点は、原則、庁舎(場合により、各方面地区の区民事務所等)に設置する。

上野方面地区
蔵前方面地区
浅草方面地区
下谷・谷中方面地区

※区域図参照
- 3 各方面地区には、判定コーディネーターを配置する。
 - ・判定コーディネーターは、区職員の内から任命される。
 - ・判定コーディネーターは、最大5班まで統括する。
 - ・各班は、最大10チーム(二人一組で1チーム)まで編成する。
 - ・判定コーディネーターは、各班の判定員から班長と副班長を任命する。
- 4 チームの編成は下記の①または②の判定員により構成される。
 - ①区内に在住または在勤の判定員(協議会会員)
 - ②他都道府県の支援による判定員(応援判定員)
 - ・判定対象建築物は、主に民間の共同住宅及び戸建住宅とする。(約3万棟)
 - ・判定棟数は、1チーム、1日あたり20棟を目安とする。
 - ・判定作業終了後は判定拠点に戻り、判定結果の集計を行い、実施本部(判定コーディネーター)に報告する。
 - ・応急危険度判定は、判定開始後10日以内に終了することを目標とする。

5 判定実施本部組織図



判定業務の実施の流れ

